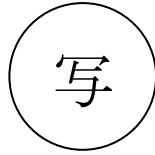


各部・局長



町田市長 石 阪 丈 一

平成27年度（2015年度）予算編成方針について（通知）

2015年度の予算編成にあたっては、町田市基本計画「まちだ未来づくりプラン」及びその実行計画である「新5ヵ年計画」を前提とし、「2015年度市政運営の基本的な考え方」並びに本方針に基づいて、各部内で十分に議論を尽くした上で編成されたい。

記

1 前提条件

(1) 「新5ヵ年計画」の具体化

2012年度から2016年度までの「新5ヵ年計画」は、2012年度から2021年度までの10年間を展望し、将来のあるべき町田市の姿の実現に向けた取り組みの指針である町田市基本計画「まちだ未来づくりプラン」を具体化するための実行計画である。

2015年度は、計画の4年目となり、中間年を過ぎたことを念頭に置き、各部の予算編成にあたっては、この実行計画に位置づけられた事業について、その進捗状況を改めて確認し、目標達成に向けた取り組みの着実な推進を目指すこと。

(2) 「新5ヵ年計画」における財政見通し

「新5ヵ年計画」における2012年度から2016年度までの財政見通しでは、5年間で74億円、2015年度で22億円の収支不足が見込まれ、大変厳しい財政状況となっている。「新5ヵ年計画」に掲げた重点事業を着実に推進するため、収支不足額の解消に向けた取り組みを積極的に行うこと。

(3) 2015年度の財政見通し

国の積極的な経済対策等により、日本経済は景気の回復基調が続いているが、实体经济においては、緩やかな回復に留まっており、いまだ楽観できない状況である。

町田市では、現時点の見通しでは、2014年度予算に計上した市税収入を確保できるかどうか予断を許さない状況である。

さらに、2015年度は、市税収入が2014年度予算と比較して法人市民税の税率変更等により前年度を割り込む見込みであり、その他の収入についても、地方消費税交付金は2014年4月の消費税率改定により増収が見込まれるが、一方で普通交付税は減収の見込みであり、増収は期待できず、厳しい状況が続いている。

一方、歳出においては、2015年度は、介護保険や子育て施策など社会保障給付費関連の制度改正が予定されており、それに伴う財政負担が増加する見込みである。また、国民健康保険事業会計及び後期高齢者医療事業会計などへの療養給付費の増加等による繰出金の増加、生活保護費・保育所運営費などの扶助費の増加は避けられない状況であり、所要の一般財源の増加傾向は続く見込みである。

これにより、2015年度の予算編成においては、多額の財源不足が生じることが見込まれるため、引き続き臨時財政対策債の発行に頼らざるを得ない状況である。

このような厳しい財政状況を職員一人ひとりが認識し、財源不足の解消に向けて積極的に取り組むこと。

#### (4) 2015年度市政運営の基本的な考え方

「2015年度市政運営の基本的な考え方」では、施策立案の基本的な考え方として、「成熟・持続」社会において、サービス、地域社会づくり、都市基盤整備が何を目指しているのかということ及び町田の未来像を見据えた変革による資源の選択と集中を常に意識するよう求めている。また、行政経営改革の基本的な考え方として、「新5ヵ年計画」の重点事業プランや行政経営改革プランの進捗を今一度確認し、目標の必達に向けてスピード感をもって進めるとともに、今後もたゆみなく行政経営改革に取り組み、市民から信頼される市役所を目指すよう求めている。

各部・局においては、予算編成にあたって、上記の基本的な考え方を踏まえ、「新5ヵ年計画」の実現を目指し、新たな着眼、柔軟な発想に基づく取り組みを行うこと。

## 2 基本方針

- (1) 2015年度の予算編成において重点的に取り組む事業は、町田市基本計画「まちだ未来づくりプラン」に定めた4つの基本目標の実現を目指すため、「新5ヵ年計画」の重点事業プランに定めた事業及び「2015年度 主要事業の取扱いについて（通知）」（2014年7月8日付 政策経営部長通知）に基づいて選定した主要事業とする。
- (2) 町田市基本計画「まちだ未来づくりプラン」に定めた3つの行政経営基本方針を受けて具体的な取り組みを定めた「新5ヵ年計画」の行政経営改革プランに基づき、事業の見直しを進める。
- (3) 各事業予算については、年間総合予算として編成し、補正予算は原則として制度改正などの必要最小限のものに限定する。
- (4) 義務的経費である扶助費等を除いた経常事業費（政策事業から経常事業化した事業を含む）については、枠配分及びマイナスシーリングを実施する。配分については、一般財源枠配分方式とする。各部への一般財源枠配分額は、2014年度予算額を基準として、原則5%削減して算定する。

(5) 各部の創意工夫による経費節減や財源確保の取組を評価し、一定額を一般財源枠配分額に加算するインセンティブ予算方式を昨年度に継続して実施する。

### 3 実行方針

(1) 新5ヵ年計画の具体化に向けた予算編成とするため、新5ヵ年計画の重点事業、改革項目のうち、各部の所管になっているものについて、次の点を整理し、予算案に反映させること。

ア 計画期間中における各年度の実施工程

イ アに基づく2015年度に実施すべき事業計画

(2) 2015年度の「部長の仕事目標」・「課の仕事目標」の作成を想定し、次の作業を行った上、その結果を予算案に反映させること。

ア 2014年度「部長の仕事目標」・「課の仕事目標」の目標・取組項目の達成状況と2015年度に向けた課題を明確にする。

イ 2015年度において、部・課が取り組むべき事項を重点化する。

ウ 2012年度に導入した新公会計制度により整備されたストック情報、フルコスト情報に基づく財務分析や経年比較、費用対効果の検証結果を意識するとともに、明らかになった課題を踏まえ、年間の目標値を立てて具体的な執行を想定する。

(3) 「サマーレビューの実施について（通知）」（2014年7月15日付 政策経営部長通知）に基づき、サマーレビューにおいて示された事業の方向性や課題について、各部で調整を行った結果を予算案に反映させること。

(4) 限られた財源を真に必要な事業に重点配分するため、事業の優先順位付けを必ず行い、効率的に事業採択を行うこと。その際、行政関与の必要性が高く、より緊急性が高い事業、より費用対効果の高い事業を優先順位の上位とすること。

(5) 各部・局における予算原案の基本的な考え方について、「新5ヵ年計画」及び「部長の仕事目標」等を踏まえ、別に定める調書において具体的な内容を明らかにすること。

(6) 事業費の見積りにあたっては、単に経費の一律削減等による事業費の圧縮のみにとどまることなく、事業目的や成果目標に合わせて、既存事業をゼロベースから見直し、事業の廃止、縮小、統合を徹底的に進めること。

特に、所期の目的が達成された事業、民間で対応可能な事業、事業開始後長年経過している事業、費用対効果の低い事業等については、廃止、再構築を前提に、重点的に徹底した見直しを行うこと。

また、義務的経費である扶助費等を除いた経常事業費（政策事業から経常事業化した事業を含む）については、さらなる事務の効率化・経費節減を図るため、より重点的に事務事業の見直しを行うこと。

(7) 扶助費については、事業手法や給付水準等の見直し、検討を行った上で、対象者や扶助額について徹底した精査を行い、漫然と予算の肥大化を招くことのないよう、適正な制度運用を行うこと。

特に、市の単独事業については、制度そのものの継続の合理性等を必ず整理の上、必要に応じ制度改正を積極的に検討すること。

(8) 施設等の建設にあたっては、基本計画の段階から、運営体制をはじめ、機能面や維持管理面等について十分に検討を行うこと。また、国・都の補助基準単価や、後年度の維持管理経費に留意し、中長期的な経済性について十分検討を行うこと。

なお、施設等の修繕についても、一時に多大な費用を要することのないよう計画的に行うこと。

(9) 「受益者負担の適正化に関する基本方針」（2011年8月19日改正）に基づき、使用料及び手数料、負担金等については、対象や料金水準が適正であるかどうかを確認し、負担の公平性確保の観点と負担均衡の原則に立って適正化を図ること。

(10) 「補助金等」については、包括外部監査の対象となった補助金はもとより、監査対象とならなかった補助金についても、監査の視点を参考にするとともに、個々の事業ごとに必要性(サンセット含む)、費用対効果、補助率等について十分に精査・検証し、徹底した見直しを行うこと。

(11) 歳入の見積りにあたっては、財源を的確に把握し、更なる収入の確保を図ること。

ア 市税については、新たな収納に関する取り組みを検討し、引き続き徴税努力を傾注すること。

イ 財産収入については、現在、有効活用が図られていない市有財産（土地・建物）の活用を十分に検討し、未利用市有地の積極的な売却や貸付を図ること。

ウ 各種債権については、「平成25年度包括外部監査報告書」の指摘事項を踏まえ、収入額の目標を設定するなど確実に未収金を減らすための対策を進めること。私債権については、私債権管理条例（2010年10月1日施行）に基づき、未収私債権の適切な回収に積極的に取り組むこと。

エ 他団体や民間等で実施している歳入確保策を参考にするとともに、新たな歳入確保に向け積極的に取り組むこと。

(12) 国・都の補助事業については、国及び都の予算編成や補助制度の動向に留意し、補助対象となるものは必ず活用するとともに、漏れのないように補助要望すること。また、補助制度の変更等に的確に対応すること。さらに、補助事業であることを理由に安易に事業採択を行い、結果として多額の一般財源の持ち出しを招かぬよう留意すること。

なお、補助の打ち切り、負担・補助割合の変更等があった場合は、事業の打ち切り、縮小を行うこと。

(13) 「地方分権改革」に伴う権限移譲事務については、東京都及び関連部署と十分調整し、歳出のみならず、歳入についても移譲された権限に見合う十分な対応を求め、適切な予算措置を行うこと。

(14) 特別会計については、一般会計に準じて予算編成するものとし、厳しく節減に努めること。

また、財源を安易に一般会計に依存することなく、国・都補助金の獲得、自主財源の確保に努力し、より効率的な運用に努めること。